

困難な問題を抱える女性等の自助グループ団体活動支援事業のご案内

(詳しくは、困難な問題を抱える女性等の自助グループ団体活動支援事業補助金実施要綱を確認してください。)

1. 事業の目的

本事業は、困難な問題を抱える女性等が安心してつながり、支え合うことができる自助グループ活動を支援するため、県内で活動する団体に対して補助金を交付するものです。

2. 補助対象となる団体

次のすべてを満たす団体が対象となります。

- 団体として 1 年以上の活動実績があること
- 自助グループ活動や福祉分野等の実績を有する責任者(管理者)を置いていること
- 団体の規約および個人情報取扱規程を有していること
- 宗教・政治活動を目的とせず、反社会的勢力と関係のない団体であること
- 10 名以上の登録が見込まれる団体であること(支援者を含む)

3. 補助対象となる事業内容

以下のすべての活動を実施する事業が対象となります。

※県内全域から当事者が参加できる取組としてください。

- ミーティングまたは居場所活動(年4回以上(オンライン活動も回数に含む))
 - ・同じ課題を抱える方同士の話し合い、体験の共有
 - ・安心して過ごせる居場所の提供(交流・休息等)
- 相談活動
 - ・必要に応じて専門機関等へのつながりを含む
- 行政機関・専門機関との連携
- 活動の記録および評価 等

4. 補助額・補助対象経費

- 補助額は、事業実施経費の2/3とし、上限は 30 万円です。
 - 補助対象の経費は事業実施に必要な、以下の経費が対象となります。
 - 賃金、旅費、消耗品費、印刷製本費、会議費、光熱水費、備品購入費、通信運搬費、広告費、保険料、報償費、使用料・賃借料、共済費 など
- ※他の補助金・寄付金との併用は可能ですが、同一経費の重複補助は不可です。

5. 申請から交付までの流れ

1. 6 の問い合わせ先に補助金を申請したい旨を連絡
2. 交付申請書の提出(事業計画書、予算書、団体規約等を添付)
3. 県による審査・交付決定
4. 事業の実施
5. 実績報告書の提出(事業完了後)
6. 補助金の交付(精算払) ※概算払いも可能

6. 問い合わせ先

福井県健康福祉部児童家庭課(福井市大手 3 丁目17-1)

電話:0776-20-0343 e-mail:jidou@pre.fukui.lg.jp